

2017～2018年度
(2018～2019年度派遣)

国際ロータリー第2560地区ロータリー財団地区奨学生募集要項

国際ロータリー第2560地区ロータリー財団委員会
問い合わせ先：新保ガバナー事務所
E-mail: k.shinbo@rid2560niigata.jp

国際ロータリーのホームページ「<http://www.rotary.org>」よりロータリー財団に関する情報がご覧いただけます。但し、当地区の奨学生としての条件は、この「2017-2018年度(2018-2019年度派遣)国際ロータリー第2560地区奨学生要項」の記載事項が絶対条件です。また必ずホームページ等で最新の要項を手に入れ内容をよくご確認ください。

目的

国際ロータリー第2560地区奨学金制度の主要な目的は、グローバル補助金のロータリー奨学生に該当しない奨学生に対して、海外の大学あるいは大学院・専門学校への少なくとも約1年の修学に地区補助金(地区財団活動資金(DDF))から奨学金として金銭的支援を提供し、有為の人材に勉学の機会を提供することです。

1. 奨学金の名称

「国際ロータリー第2560地区 地区奨学金」

2. 奨学金の期間

1年間

3. 奨学金の額

上限15,000ドル

(合格者の人数、留学期間、留学国等を考慮しロータリー財団委員会が金額を決定いたします)

4. 募集人数

若干名

5. 応募資格

- 2018年4月迄に大学、短大、専門学校の課程を少なくとも2年終了している者、または終了することが見込まれる者。
- 海外の大学あるいは大学院、専門学校等に修学する者
- 第6項に掲げる「申請の資格なき者」に該当しないこと。
- 留学国の言語に熟達し、留学国言語で報告書を作成することが出来ること。
- 優秀な学業成績をもつと共に、親善使節としての素質をもっていること。
- 指導力、独創力に富み、順応性、思慮分別を持ち、目的に対し誠実であること。
- 留学国の国情、国民性に関心と理解をもち、日本および国際ロータリー第2560地区(新潟県)の歴史、地理、文化、時事問題に通暁していること。
- 留学期間の厳しい勉学に心身共に堪え得ること。
- 本人の経済的事情により奨学金を必要とすること。
- 日本の国籍あるいは永住権を有すること。
- 申請時に国際ロータリー第2560地区(新潟県)内に本籍及び現住所または実家(帰省先)を有し専門学校、大学または大学院に在学するか、あるいは卒業していること。

6. 申請の資格なき者

- ①ロータリアン、②クラブ、地区、他のロータリー関連組織または国際ロータリーの職員、③前記①、②の配偶者、直系親族(血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子)、直系親族の配偶者、直系尊属(血縁による両親または祖父母)。
- 当人または前項に該当する者に受験資格を与える目的のためにロータリークラブを退会した者がある場合は、そのことによって資格は生じない。
- ロータリーの定める旅行禁止国に留学する者。(ウェブサイトで確認のこと)
- 他の地区のロータリー財団補助奨学金を申請している者。
- 既に留学を開始している者。

7. 奨学金の支給方法

- 奨学金の円換算はロータリーレートによる。
- ①ロータリー財団日本事務局から当委員会へ地区補助金の入金があった後で、「前半期奨学金(上限：米貨7,500ドル)」を奨学生候補者の入学許可証、就学ビザ、航空券の購入、奨学生としての義務の履行等、奨学金支給条件の履行の報告をスポンサークラブから当委員会が受け取った後、地区ロータリー財団委員会は「前半期奨学金」として本人の指定する日本の銀行口座に振り込むことによって支給する。
②「後半期奨学金(残額)」／奨学金支給対象期間の中間において、奨学生としての義務の履行等の奨学金支給の条件を全て満たしたことの報告をスポンサークラブから当委員会が受け取った後に、当

委員会は「後半期奨学金」を本人の指定する日本の銀行口座に振り込むことによって支給する。

※①【奨学金の使用を認められる費用、認められない費用】

- ・報告に際しては、この基準を参考に判断すること。ただし、最終的には、国際ロータリーの基準による当委員会の判断に従うこと。
- ・ロータリー財団の承認が得られる前に発生した費用は一切認められない。
- ・2019年7月1日以降に支払われた経費及び支払われたと見なされる経費は一切認められない。

●**奨学金の使用を認められる費用の例示**

- ・パスポートやビザ取得にかかる費用
- ・予防接種費用（ただし、医者の診察費用は認められない）
- ・奨学金期間をカバーする国際医療保険
- ・学用品（本、ワークブック、コンピューターなど）
- ・授業料
- ・宿泊費、生活用品
- ・交通費
- ・学業に関連する旅行（奨学金の終了後、費用・諸手配ともに自己負担で最高4週間までの旅行ができる）

●**認められない費用の例示**

- ・自動車、原動機付き自動二輪の購入
- ・配偶者や扶養者のための費用
- ・奨学金期間中の自国における家賃、居住費
- ・奨学金受領によって発生する税金
- ・医療費（歯科医療費も含む）
- ・娯楽、交際費
- ・個人的な旅行
- ・ロータリー行事に関連した費用（イベントへの参加費や移動費など）
- ・18歳未満の青少年の海外渡航費（親同伴の場合を除く）

8. 奨学金支給の条件（役割と責務）

1. 国際ロータリー第 2560 地区 地区奨学金は様々の分野における勉学の機会を提供することを目的とし、奨学生は勉強の傍、“親善使節”としての任務も遂行すること。
2. 奨学期間中は勉学に努めると共に、修学先の地元地域のロータリー活動（例会出席、スピーチ、奉仕プロジェクト等）に参加し、また、家庭、事業所などを訪問して修学地域の諸事情の理解につとめること。
3. 当委員会及びロータリークラブの行事出席や卓話等の奨学生候補者及び奨学生としての義務を履行すること。
4. 奨学生は、スポンサークラブが選任する地区奨学生カウンセラーと共に、当委員会から義務づけられたオリエンテーションに共に参加し、説明事項を了承すること。
5. 奨学金対象期間中は、毎月ガバナー事務所に「奨学金として使用が認められる経費の報告書（日本語）」を提出すること。この場合、米貨 75 ドル以上の経費は領収書を添付（スキャンして E メール送信：ただし、最終報告時には原本を添付する事）すること。また、領収書には日本語で説明を付記すること。
6. 奨学金対象期間中は、毎月スポンサークラブ及びガバナー事務所の双方に「月次報告書」を提出すること。また、奨学金対象期間の中間（1年間の場合は、第 6 回目の月次報告の時期）に、その期間の総括として「中間報告書」をスポンサークラブ及びガバナー事務所の双方に提出すること。
7. 奨学期間終了後、速やかにスポンサークラブ及び当地区ガバナー事務所の双方に「最終報告書」を所定の書式にて提出すること。併せて、当地区ガバナー事務所に「奨学金として使用が認められる経費の報告書（日本語）」に「領収書の原本」を添えて提出すること。
8. 地区から財団本部へのオンライン申請時（**2018年4月末日**）までに留学先が決定し、かつ「修学を行う教育機関等から受入許可を得たことを証明する書類」等を **2018年6月末日**までに当地区ガバナー事務局に提出すること。
9. 修学を行う教育機関等は、「国際ロータリー第 2560 地区 地区奨学金申請書」に記載した学校、専攻課程並びに予定期間でなければならない。ただし、やむを得ない事情があったと当地区が認めた場合はこの限りでない。この場合でも、初期の留学の目的と相違せず、かつ記載した教育機関と同等以上の教育内容を受けることが出来ることを要す。
10. 修学を行う教育機関等との連絡及び受入許可については、申請者本人がすべて行い、ロータリークラブは一切関与しない。ただし、地区奨学金給付の内定を得た者に限り、その旨を証明する書類を提出する必要がある場合は、当地区ガバナー事務局に連絡することにより、事情を確認した上で必要な書類を発行することがある。
11. 修学は **2018年7月1日**以降の新学期から開始しなければならない。

12. 学業成績不良、不良行為の立証、報告の不提出、当委員会の承諾を得ずに学業課程の変更、中途退学、修学地域の語学に対する知識の不足、“親善使節”の任務不履行、セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）等不適切な行為、その他奨学金の条件を充たせなくなる様な事態が発生した場合に奨学金は打切られる。また、既に支給された奨学金の返還を求められることがあり、その場合は返還しなければならない。また、本人が一部又は全額を返還しない場合は、スポンサークラブが本人と連帯して返還しなければならない。

9. セクシャルハラスメントへの対応

ロータリー財団は性的嫌がらせに関する項目を奨学生オリエンテーションに含めるよう義務付けています。さらにロータリー財団日本事務局担当職員は危機管理の指針を用意しています。これらの指針に加え、**虐待**とハラスメント防止に関するロータリー財団管理委員会の指針も参照ください。

ロータリアン、クラブ、地区はすべて、国際ロータリーにより確立された「青少年と接する際の行動規範に関する声明」ならびにロータリー財団により採択された以下の指針に準拠することが義務付けられています。(7.080. 性的虐待とハラスメントの防止)

従って、地区奨学生もその指針に従う義務があります。

- 1) ロータリー財団は、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有している。
- 2) 性的虐待あるいはハラスメントの申立てがあった場合には、第三者による、徹底した調査が行われなければならない。
- 3) ロータリー財団プログラムへの参加中に性的虐待またはハラスメントの疑いを持たれた者は、その問題が解決するまでロータリー財団プログラム参加者とのいかなる接触も認められない。
- 4) いかなる虐待の申立ても、ロータリー財団の法規適用方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、適切な法執行機関（警察等）に報告されなければならない。
- 5) ロータリー章典は、性的虐待への関与が明らかとされたロータリークラブおよび会員に関わる指針を規定している。性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたロータリアン以外の人は、ロータリーが関係するロータリー財団プログラムに携わることを禁じられる。
- 6) 性的虐待あるいはハラスメントの申立ての調査で結論が導き出されなかった場合、ロータリー財団プログラム参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わるプログラム参加者を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関連して行われるロータリー財団プログラム参加者との関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪に関わらず、当該成人の存在は党組織の評判を損なう物となり、ロータリー財団プログラム参加者にとって有害となる可能性がある。これはまた、他の参加者からの告発から当該成人を守る事にもなる。後に疑惑が晴れた当人は、財団プログラムへの参加復帰を申請する事ができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できる保証はない。
- 7) ロータリー地区がこれらの指針に準拠していないと見なされた場合、RI 事務総長は、地区が指針を守るようにするための措置をとるものとする。(2005年4月管理委員会、決定118号)

10. 申請及び選考方法

1. 所定の申請書をダウンロードし、もれなく記入（顔写真貼付）した上で、必要書類を添付して、国際ロータリー第2560地区内の何れかのロータリークラブ（「地区の参加資格認定」を受けているロータリークラブに限る）へ **2017年10月10日（火）** まで（郵送の場合は、当日必着）に提出し、一次選考を受けること。
2. 申請を受けたロータリークラブは、書類審査と面接試験等により一次選考を行うこと。
3. 一次選考に合格した場合は、そのロータリークラブがスポンサークラブとして申請書に会長、幹事の署名をし、**2017年11月10日（金）** までに当委員会に国際ロータリー第2560地区奨学生候補者として申請すること。
4. スポンサークラブから申請を受けた当委員会は、一次選考合格者に最終選考の日程等を通知する。
5. 一次選考合格者は、「教育者あるいは上司等による推薦」「専門学校、短大あるいは大学の成績表」及びその他指示された書類を、**2017年11月27日（月）** までに当委員会に提出する。（提出が無いときは、やむを得ない理由がある場合以外、最終選考を受ける資格を失う。推薦状及び成績表の交付に手間取ることが予想される場合は、一次選考結果が判明する前に準備すること。）
6. 当委員会は、**2017年12月9日（土）** 最終選考を行い、合格者を決定する。なお、最終選考方法は、ガバナー、ガバナーエレクト、当委員会委員等の選考委員による面接試験、語学試験及び書類審査とする。
7. 最終選考結果は、本人及びスポンサークラブに対し通知する。ただし、合否の内容に関するお問合わせには一切お答えする事は出来ません。

8. 最終選考合格者は、2018-2019 年度派遣・国際ロータリー第 2560 地区奨学生候補者となる。(ただし、期日までに、「修学を行う教育機関等から受入許可を得たことを証明する書類」の提出がない場合等、当委員会が奨学生としての資格要件を満たさないと判断した場合は、奨学生候補者の資格を失う。)

11. 提出書類

★書類は全て A4 サイズを使用すること。

(成績表・証明書等 A4 サイズ以外のものはオリジナルの他に A4 サイズに縮小・拡大したものを必ず添付すること。)

一次選考時

- 「国際ロータリー第 2560 地区 地区奨学金申請書 (2018-2019 年度派遣)」
(地区申請書 (和文のみ)) 1 部 (4 ページ内 2 ページ)
 - a. 受講予定の専攻科目の内容について (A4 用紙に 1200 文字)
 - b. 小論文：題自由 (A4 用紙に 1200 文字)(上記の地区申請書 (和文のみ) をダウンロードすること。)
- 語学力テストの結果)
 - * 英語圏：TOEFL、IELTS 等の成績表。
 - * 英語圏以外：BERLITZ 等の現地語成績表。(教育機関の定めのあるものはそれに従う)
 - i. 留学先の公用語が 2 つ以上の場合、全ての言語について成績表を提出すること。
 - ii. 成績表は、取得日より 1 年以内のものを提出すること。
- 修学先の入学許可証 (もしくは条件付き入学許可証) が既に手元にある方は提出すること。
 - * 手元に無い場合は、応募時点では提出不要。一次選考に合格した場合、2017 年 6 月末日までに提出しなければならない。

最終面接時

- 教育者あるいは上司等による推薦書
- 専門学校、短大あるいは大学の成績表
 - * 一次選考に合格した後に、2017 年 11 月 27 日 (月) までに当委員会に提出すること。
 - * 最終面接日は 2017 年 12 月 9 日 (土) とし、時間、場所等は追って連絡をする。
(提出が無いときは、やむを得ない理由がある場合以外、最終選考を受ける資格を失う。推薦状及び成績表の交付に手間取ることが予想される場合は、一次選考結果が判明する前に準備すること。)
 - * 最終報告書はフォーマットにしたがって成果の報告を行う事。
添付書類の右上には、必ず氏名と提出したロータリークラブ名を書いて下さい。

★申請書類は一切返却しません。

本規程は、2017 年 7 月 1 日より適用される。

【注意】

上記の規程は、第 2560 地区の判断により適宜変更される場合がある。最新の情報について、常に国際ロータリー第 2560 地区と連絡を取り、遺漏のないように努めること。